

第十六章 外部機関との連携

I. 企業との連携の方法

公的試験研究機関がどれほど優良なシーズを持っていたとしても、それらを欲する企業の側にシーズの情報収集能力が備わっていなければ、企業ニーズとのマッチングはいつまでも成立しません。企業にシーズ情報収集能力を期待することは難しく、公的試験研究機関が自機関と企業の双方にとって有益な連携につながるよう、日常的に連携先候補企業のニーズを収集する必要があります。

1. 地域企業とのネットワーク作り

地域単位で開催される各種の研究会や技術成果発表会には、技術を保有している研究機関との連携可能性を模索している企業も参加しているので、参加企業との接触は、ネットワーク作りの絶好の機会となります。また、公的試験研究機関へ技術相談に訪れる企業も有力な連携先候補企業となります。

この段階では、企業が公的試験研究機関との連携を望んでいるか否かは不明ですが、企業および企業経営者のニーズを様々な形で収集するとともに、良好な人的ネットワークを構築していくことが重要です。当該企業ばかりでなく、当該企業の関連会社、サプライチェーンなどのネットワーク先企業との連携も視野に入れておけば、将来的な連携の選択肢が広がります。

公的試験研究機関の場合、職員（研究員等含む）の内部異動が多分に想定されるので、企業とコンタクトした担当者が異動しても、企業の情報や人的ネットワークが引き継がれる仕組み（例えば、企業データベースや企業別面談記録）を整備しておくことも重要です。

2. 企業との情報交換

技術相談等で公的試験研究機関に訪れる企業は連携先の有力候補となるため、より丁寧なヒアリングが必要となります。企業の業況や要望はもちろん、事業環境、提携先企業および競合企業の情報が得られれば、後に当該企業を対象として実施する可能性のある技術移転交渉や知的財産権ライセンスをより円滑に進めることができます。

以前にコンタクトのあった企業については、定期的（たとえば年1回程度）に企業訪問を実施することで、親密なネットワーク作りに加えて、最新の企業の業況や要望を聞き出し、研究課題を発見する可能性が生まれます。

公設試知的財産アドバイザーの支援を受けた公設試活動

事例 39 工業系交流会ネットワーク活用による農業系公的試験研究機関活動機会の拡大

当公的試験研究機関が所属する自治体は、2007 年度（平成 19 年度）から自治体の重点施策の一つとして、大企業の技術を市内中小企業に移転して産業活性化と競争力強化を図る目的の「知的財産交流会」を運営しており、知的財産交流会のネットワークは拡大している。一方で、公的試験研究機関の技術を農商工連携で活用する視点では取り組んでおらず、これまで具体的なアクションは起こしていなかった。

知的財産交流会を運営する自治体職員は、当公的試験研究機関の技術を、知的財産交流会のネットワークを利用して、農商工連携による農産物の加工・販路開拓に活用することとした。

その結果、当公的試験研究機関と農産物生産業者および食品加工メーカーとの農産物を利用した商品化と販売ルート開拓の連携が、また自機関と農産物生産業者および LED メーカーとの野菜栽培実験の連携が、さらに自機関とブランド化を検討の菜物生産業者および菜物の鮮度保持に必要な包装技術開発メーカーとの連携が生まれ、農業分野で採し得ないネットワークの活用効果を実感した。

Ⅱ. 地域産業支援機関や大学等の知的財産関係者との情報交換

1. 情報交換の意義

知的財産関連法の改正や公的支援策の新設等、日々更新されていく情報への追従を、知的財産担当者個人が、日々の業務をこなしながら行うのには困難を伴います。公的試験研究機関としては、機関の全部門で情報収集を行っていくことが考えられますが、機関の規模や業務の繁閑によっては、必ずしも十分に行えないことも想定できます。

そこで、上記のような情報不足を補完し、また、収集した情報の確度を高めることを目的として、地域産業支援機関や大学等の知的財産関係者との情報交換を行います。

情報交換を行うのには、代表的には下記の 2 つの意義があります。

一つ目は、知的財産活動をより活性化するための、地域産業支援機関や大学等の取り組み例を参考とできる点です。組織体制や規模が同じような公的試験研究機関ならば、取り組み例の適用もたやすいので、連携してそれぞれの活動状況等の定期的な情報交換を行うことはより効果的です。

二つ目は、相互が保有しているシーズや企業ニーズの情報を共有することで、機関の枠を越えて企業の事業力を強める技術移転や連携を実現できる可能性が高まる点です。また、公的試験研究機関と地域産業支援機関や大学等との「官官連携」や「学官連携」の可能性もあります。

情報交換といっても、電子メールによる不定期的な連絡から、定期的に連絡会等を開催する等、さまざまな形態が考えられますが、相互に望んでいる情報や意見をその場で交換できる、対面での会合を定期的に行うことが効果的です。

公設試知的財産アドバイザーの支援を受けた公設試活動

事例 40 企業の事業化支援に向けた地域の各支援機関の連携

当公的試験研究機関は、ある特定技術に関し企業との共有の特許権を保有していたが、当地域の金融機関から当該特許技術に関するライセンス・技術移転の有無に関する照会と技術移転を望んでいる社会福祉法人の紹介を受けた。

ライセンシーの社会福祉法人の事業化を実現する為に、当機関の研究員等が当該特許技術に基づく事業化の条件・環境等の評価支援を行ったところ、特許のライセンスだけでは不十分であり事業化するには専用の設備が必須であるとの結論を導き出した。

設備投資のための競争的資金獲得など資金的手当てが必要であったが、当機関では支援できない部分であるため、公設試知的財産アドバイザーと一緒に、経営支援や金融支援に長けた公的支援機関（県よろず支援拠点）に相談するようアドバイスした。

結果、同法人は、同支援機関の販路開拓および助成金申請支援コーディネーターのサポートを受けて事業化の準備に入った。本事例は当機関が保有する特許権の活用に当たり、中小企業等の事業化情報を持つ金融機関と、販路開拓等のマーケティングや競争的資金の申請方法に知見を持つ機関との一体的支援事例であり、中小企業等の事業化支援機関の地域連携の重要性を認識した。

2. 連絡会等の運営

公的試験研究機関同士や公的試験研究機関と地域の各支援機関との連絡会が定期的に行われていたとしても、その中で、知的財産のみを議題とすることは、知的財産担当者以外の基礎知識を持たない出席者の理解が追従できず困難が伴います。

したがって、知的財産関係者同士の連絡会を定期的を開催し、お互いの連携を深めることが効果的です。連絡会を開始し、持続させていくためには、例えば下記の点に留意することが望まれます。

- (1) 中心的な存在となって連絡会等の運営に携わるコアメンバーの確保
- (2) 連絡会を開催する目的の明確化
- (3) 連絡会参加者が興味を持てるテーマ・議題の選定
- (4) 知的財産担当者にとって過剰な負担とならない程度の開催頻度と開催形態の選択

3. 地域産業支援機関との連携

公的試験研究機関は主に、技術支援および技術支援から知的財産を生み出す支援を企業に対して行っています。しかしながら、技術だけが完成したからといって直ちに事業を開始できるわけではなく、財務、税務、法務、調達、生産、マーケティング等の支援なくしては事業化できない場合が多々あります。

そこで、財務、税務、法務、マーケティング、事業マッチング等の支援を行う、公益財団法人の産業振興機構や産業振興センター等、商工会議所、商工会、金融機関など各地域における中小企業支援機関との連携は必要不可欠です。

知的財産担当者においても、これらの地域産業支援機関との連携を持つことは、特許等を活用したマーケティング、特許等を活用した資金調達、特許等に係る契約締結による価値とリスクの見積などを迅速かつ円滑に行うことができるようになるばかりでなく、連携事例からの事例のフィードバックを受けることにより、支援先企業に対して具体的に、特許等を活用した事業促進の提案をできるようになります。

また、技術開発の支援段階から地域産業支援機関と連携して重層的に支援することにより、早期の事業化、収益化に寄与できる可能性があります。

おわりに

高度成長下においては、中小企業は、大手企業の下請け的地位にあったために、自社が作る部品の性能検査、欠陥分析を公的試験研究機関に求める傾向にありました。

しかしながら、現在置かれている厳しい経済状況においては、中小企業は、大手企業の下請けではなく、大手企業が使いたくなる部品等独自技術による開発製品を生み出さなければ厳しい競争環境に生き残れません。

農林水産事業者においても同様に厳しい競争環境におかれています。

このような環境下で、中小企業、ベンチャー、農業・林業・水産業の生産者（以下、「中小企業等」という。）は、公的試験研究機関に自前技術のブラッシュアップ、ステップアップの支援や効率的な生産システム構築の支援を求めています。

一方、公的試験研究機関を管轄する自治体においては、研究中心の公的試験研究機関のあり方に対しその存在価値に疑問を呈し、公的試験研究機関が地域産業（地場企業）にどれだけ貢献しうるか、また現実に関与しているかを評価基準としている自治体もあります。

公的試験研究機関は、中小企業等が公的試験研究機関に求める姿、公的試験研究機関を見守る自治体の期待に応えるために、地域産業をリードする企画力・マーケティング力を磨き、地元企業が事業化に取り組むために必要な環境（研究資金・事業化資金獲得支援、企業間もしくは産学官共同研究の橋渡し・仲介支援等）を整備し、幅広い役割を果たす新しい姿の公的試験研究機関へと飛躍することが期待されます。

飛躍を遂げ、中小企業等の事業化支援を実践していく中で多くの重要項目がありますが、最も基本的な管理項目のひとつとして、知的財産管理を掲げ、本ガイドブックを参考として知的財産管理の充実化・定着化を目指してください。